

司法行政文書の開示の実施について（事務連絡）

東京地方裁判所事務局総務課

あなたから開示の実施の申出がありました、下記の司法行政文書について、別添のとおり写しを交付します。

記

- 1 東地裁総第1986号司法行政文書の情報についての開示通知書記1記載の文書
- 2 東地裁総第1987号司法行政文書開示通知書記1記載の文書

(担当) 総務課 (文書第二係) 電話03(3581)2733(直通)

東京地方裁判所司法行政事務處理規程

昭和五十七年六月十七日

東京地方裁判所規程第一号

改正 昭和五十八年五月十八日東京地方裁判所規程第二号

平成 六年六月三十日東京地方裁判所規程第二号

平成 十三年十二月十八日東京地方裁判所規程第五号

平成 十四年三月八日東京地方裁判所規程第一号

平成 十六年十二月二十日東京地方裁判所規程第四号

平成 二十年七月十四日東京地方裁判所規程第四号

平成 二十一年三月二十六日東京地方裁判所規程第三号

平成 二十一年四月十日東京地方裁判所規程第五号

平成 二十九年六月二十九日東京地方裁判所裁判官會議議決

平成三十一年三月十二日東京地方裁判所規程第一号

令和 四年六月二十三日東京地方裁判所規程第二号

東京地方裁判所司法行政事務處理規程（昭和二十二年六月二十三日東京地方裁判所規程第一号）の全部を改正する。

第四条 常置委員会は、所長、所長代行者並びに本庁民事部及び本庁刑事部において、それぞれその各部に配置された裁判官のうちから選出する各七人の常置委員及び立川支部において、立川支部長及びその各部に配置された裁判官のうちから選出する一人の常置委員で組織する。

2 常置委員の選出方法及び任期は、別に定める。

(所長代行者)

第二十四条 東京地方裁判所に所長代行者を置く。

- 2 所長代行者は、所長を常時補佐し、所長に差支えがあるときは、その職務を代行する。
- 3 所長代行者は、常置委員を兼ねることができる。
- 4 所長代行者は、本庁民事部及び本庁刑事部において、それぞれその各部に配置された判事のうちから各二人を選出し、立川支部においては、支部長をこれに充てる。
- 5 民事部及び刑事部における所長代行者の選出方法及び任期は、別に定める。
- 6 東京地方裁判所の裁判官で東京簡易裁判所の裁判官を兼ねる者が同裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官

に指名されたときは、その者が所長であるときを除き、第四項の規定による所長代行者のほか、その者を所長代行者とする。

7 第四項及び第五項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者を所長代行者とする。

一 本庁民事第二十一部の部の事務を総括する裁判官に指名された者

二 本庁民事第八部、第二十部、第二十九部、第四十部、第四十六部及び第四十七部の事務を総括する裁判官に指名された者の中所長から指名された者

三 本庁民事第二部、第三部、第十一部、第十四部、第十九部、第三十部、第三十三部、第三十四部、第三十五部、第三十六部、第三十八部及び第五十一部の事務を総括する裁判官に指名された者の中所長から指名された者

8 前項第一号の所長代行者は、同号の部及び東京地方裁判所民事執行センターに係る業務に限り、前項第二号

の所長代行者は、同号の部及び東京地方裁判所の中目黒庁舎に係る業務に限り、前項第三号の所長代行者は、同号の部に係る業務に限り、所長を常時補佐し、所長に差し支えがあるときに、その職務を代行する。

常置委員及び所長代行者の選出方法及び任期に関する規程

昭和五十七年六月十七日

東京地方裁判所規程第二号

改正 平成 十三年十二月 十八日東京地方裁判所規程第五号
改正 平成二十一年 四月 十日東京地方裁判所規程第六号
改正 平成三十一年 六月二十八日東京地方裁判所規程第一号

委員及び所長代行者選出規則（昭和二十二年六月二十三日裁判官会議決議）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 東京地方裁判所司法行政事務処理規程第四条の常置委員及び同規程第二十四条第四項の所長代行者（立川支部長が充てられる所長代行者を除く。以下同じ。）の選出方法及び任期は、この規程の定めるところによる。

（常置委員及び所長代行者の選挙）

第二条 本府民事部又は本府刑事部において常置委員又は所長代行者を選出するのは、それぞれ、本府民事部又は本府刑事部の各部に配置された判事及び判事の権限を有する判事補を選挙人とする選挙による。

第三条 前条の選挙は、いずれも毎年十二月中に行う。

2 前項に定めるほか、本府民事部又は本府刑事部において選出した常置委員又は所長代行者に欠員を生じた場

合（第九条第二項の規定により、常置委員の欠員が補充されるときを除く。）には、それぞれ、欠員を生じた時から一ヶ月以内に補欠選挙を行う。

第四条 選挙の期日、投票所及び投票時間は、所長が定める。

2 所長は、遅くとも選挙の期日の七日前に、前項の事項を選挙人に通知しなければならない。

第五条 所長は、選挙長となり、選挙の事務を総理する。

2 投票及び開票を管理させるため、選挙管理人二人を置く。

3 選挙管理人は、選挙人の中から、所長が委嘱する。

第六条 投票は、第三条第一項の選挙においてはいずれも二名連記無記名式で、同条第二項の補欠選挙においてはいずれも単記無記名式で行う。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付する。

第七条 投票は、投票時間内に、投票所において、選挙管理人の立会いの下に行う。

2 公務その他のやむを得ない事由により、期日に投票を行うことができない選挙人は、前条第二項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ選挙長に届け出て、期日前に選挙長の指定する場所において、投票用紙の交付を受け投票を行うことができる。この場合には、選挙長がその投票を開票まで保管する。

第八条 開票は、投票終了後直ちに、選挙長及び選挙管理人の立会いの下に行う。

2 開票の結果は、開票後直ちに、投票所に掲示する。

第九条 有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とし、得票数が同じであるときは、抽せんによつて当選人を定める。第三条第一項の規定による常置委員の選挙においては、さらに同様の方法で次点者三人及びその間の

順位を定める。

- 2 常置委員の選挙の当選人が次条の規定により当選を辞した場合又は常置委員に欠員を生じた場合には、いずれも、前項後段の次点者を順次繰上げ当選人とする。

- 第十条 当選人は、正当な理由があるときは、その所属する各部会議の承認を得て、当選を辞することができる。
- 2 三回以上連續して当選した者は、前項の承認を得ないで、当選を辞することができます。

(立川支部における常置委員の選出)

- 第十一条 立川支部における常置委員の選出は、毎年十一月又は十二月に行うものとし、その方法は、立川支部会議の定めるところによる。

(常置委員又は所長代行者の告示)

- 第十二条 常置委員又は所長代行者となる者が確定したときは、所長は、遅滞なく、その氏名を告示しなければならない。

(常置委員又は所長代行者の任期)

- 第十三条 常置委員又は所長代行者の任期は、いずれも、第三条第一項の選挙及び第十一条の選出が行われた翌年の一月一日から一年間とし、再任を妨げない。

- 2 第三条第二項の補欠選挙で当選した常置委員若しくは所長代行者又は第九条第二項の規定により一月一二日以降に繰上げ当選した常置委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残期間とし、再任を妨げない。立川支部から補欠として選出された常置委員の任期も、同様とする。

- 第十四条 常置委員又は所長代行者は、選出時に所属した本庁民事部、本庁刑事部又は立川支部から他に配置換

えされたときは、直ちに退任する。

第十五条 常置委員又は所長代行者は、正当な理由があるときは、その所属する各部会議の承認を得て、辞任することができる。

第十六条 任期の満了によつて退任した常置委員又は所長代行者は、新たに選出される常置委員又は所長代行者について第十二条の規定による所長の告示があるまでは、なおその任務を行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和五十七年七月一日から施行する。
 - 2 この規程施行の際現に委員若しくは所長代行者に選出され、又は委員の選挙で次点者と定められている者は、それぞれ、この規程の規定により常置委員若しくは所長代行者に選出され、又は常置委員の選挙で次点者と定められた者とみなし、その任期又は常置委員に欠員を生じた場合繰上げ当選者とされる期間は、昭和五十七年十二月三十一日までとする。
 - 3 改正前の委員及び所長代行者選出規則による委員又は所長代行者の選挙で当選した者は、この規程第十条第二項の規定の適用について、それぞれ、この規程による常置委員又は所長代行者の選挙で当選した者とみなす。
- 附 則（抄）
- 1 この規程は、平成十四年二月一日から施行する。
- 附 則（抄）
- 1 この規程は、平成二十一年四月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成三十年六月二十八日から施行する。